

要項第1号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター事業実施要項

（目的）

第1条 社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）在宅福祉サービスセンター事業（以下「事業」という。）は、高齢や障害者などがある家庭に対し、適切な家事、介助等の援助を非営利的に行う福祉サービス供給組織（以下「在宅福祉サービスセンター」という。）を設置することにより、その家庭の身体的・精神的負担の軽減を図るとともに高齢者や障害者などが地域で安心して生活できるよう、その福祉の向上を図ることを目的とする。

（会員）

第2条 この事業の会員は登録制とし、次の者をもって構成する。

- （1）利用会員は、在宅の家事援助等のサービスを受けようとする者
- （2）協力会員は、利用会員に家事援助等のサービスを提供する者

（会員の資格）

第3条 会員は、小美玉市に居住している者とする。

- （1）利用会員は、サービスの受け手となり利用料を払う者（日常生活上援助の必要がある高齢者、障害者（児）、母子・父子家庭、福祉サービスを必要とする者（家庭）等）とする。
- （2）協力会員は、心身共に健全で、この事業に理解を示し協力する者とする。

（会員の申込）

第4条 利用会員になろうとする者は、在宅福祉サービス利用会員登録申込書（様式第1号）により申し込まなければならない。ただし、利用会員になろうとする者が申請できない場合は、親族、または介護者が代わりに申請することができる。

2 協力会員になろうとする者は、在宅福祉サービス協力会員登録申込書（様式第2号）により申請する。

（利用会員の決定）

第5条 在宅福祉サービスセンターは、前条第1項の規定により利用会員の申請を受けたときは、申請者の状況を調査し、速やかに可否を決定し、在宅福祉サービス利用会員決定・却下通知書（様式第3号）を当該利用会員に通知するとともに協力会員にサービス業務の提供を依頼するものとする。

（会員証の交付）

第6条 在宅福祉サービスセンターは、協力会員に在宅福祉サービス協力会員証（様式第4号）を交付し、協力会員は、サービス提供時にこれを携帯するものとする。

（会員の資格の喪失）

第7条 利用会員及び協力会員は、次の各号に該当した者は、資格を喪失する。

- （1）死亡した者
- （2）市外に転出した者
- （3）退会の申し出があった者
- （4）会員としてふさわしくない者
- （5）登録または最終利用日より概ね1年以上利用がない者（利用会員のみ）

（家事援助サービス事業内容）

第8条 家事援助サービスの内容は、次のとおりとする。

- （1）食事の支度，世話
- （2）衣類の洗濯，補修
- （3）住居等の掃除，整理整頓
- （4）生活必需品等の買い物の付添い
- （5）通院及び外出介助（ただし，余暇を目的とする外出は除く。）
- （6）寝たきり介護及び介護者外出時の留守番
- （7）話し相手
- （8）その他軽易な身の回りの世話
- （9）乳幼児等の子供の世話

2 家事援助サービスは，前項に規定するもののうち，必要と認められるものを行う。

3 家事援助サービスは，午前7時から午後8時までとする。

4 家事援助サービスの利用日は，日曜日から土曜日までとする。ただし，12月28日から翌年1月5日までは除く。

5 第3条第1号の規定に関わらず，第1項第5号の対象者は別紙1のとおりとする。

6 前項において，特に本会会長が必要と認める場合はこの限りではない。

（利用会員の負担）

第9条 家事援助サービスの提供を受けようとする利用会員は，あらかじめ在宅福祉サービス介助券（様式第5号）を購入しなければならない。

2 介助券は，1時間を単位として600円券を，30分間を単位として300

円券を発行する。ただし、時間外については100円券を発行する。

- 3 利用会員は、サービスの提供を受けた後、そのサービス時間数に見合った介助券を協力会員に手渡すものとする。
- 4 家事援助サービスの提供を受ける利用会員は、利用料以外に時間内に支払うべき必要経費が生じたときは、これを負担しなければならない。
 - (1) 送迎サービスに係る実費分は、別紙2のとおりとする。
 - (2) 本会の公用車を使用する際も実費分を負担することとする。
- 5 家事援助サービスの提供を受けなくなった利用会員は、介助券を払い戻すことができる。

（協力会員への介助料支払）

- 第10条 協力会員のサービスに対する介助料は、1時間当たり600円とする。ただし、午前7時から午前9時まで、及び午後5時から午後8時までの時間は1時間当たり700円とする。また1時間に満たないときは、30分未満につき300円とする。ただし、午前7時から午前9時まで、及び午後5時から午後8時までの時間は、30分未満につき400円とする。30分以上は繰り上げる。
- 2 前項に規定する介助料の支払時期は、毎月末締め、翌月10日払いとする。

（関係機関・他の事業との連携及び調整）

- 第11条 在宅福祉サービスセンターは、その事業の実施にあたり、常に地域ケアシステムサービス調整会議等関係機関との連携を図るとともに、介護保険サービス等の在宅福祉サービスやシルバー人材センター等関係団体との調整を図り、効果的かつ円滑な事業の運営にあたるものとする。

（事業の周知）

- 第12条 在宅福祉サービスセンターは、広報誌への掲載及びパンフレットの作成等を通して積極的な広報を行うものとする。

（秘密の保持）

- 第13条 協力会員は、この事業に従事して、利用会員の生活上知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。

（研修）

- 第14条 協力会員は、この事業を行うに必要な知識を得るための研修に参加するものとする。

（職員の配置）

第15条 在宅福祉サービスセンターには、事業実施上必要な次の職員を配置するものとする。

- （1）相談・助言，協力会員の派遣の決定等を行うコーディネーター
- （2）その他必要な職員

（委任）

第16条 この要項の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年5月1日から一部改正する。

附 則

この要項は、平成20年11月1日から一部改正する。

附 則

この要項は、平成24年10月29日から一部改正する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から一部改正する。